



平成 28 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 A p p B a n k 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 宮 下 泰 明
(コード番号：6177 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 グ ル ー プ CFO 廣 瀬 光 伸
(TEL. 03-6302-0561)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、平成28年3月29日、関東財務局に提出いたします平成27年12月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成27年11月下旬の税務調査の過程において、当社の支払先のなかで所在の判明しない取引先が見つかりました。内容を精査したところ、平成27年12月上旬の社内調査において、元役員が平成25年から平成27年までの間に、自身が関与する複数の法人等を当社取引先かのように偽装し、当社から同法人等の口座に不正に送金がされていた事実（以下「本件不正取引」）が発覚しました。

これを受けて、当社は、本件不正取引の事実が確認された平成27年12月初旬以降、調査を進めるとともに、平成27年12月15日、弁護士・公認会計士等の外部の専門家を含む社内調査委員会を設置して、取引の内容の精査及び原因究明に向けた調査を行いました。

平成28年1月28日付で社内調査委員会からの調査結果の報告を受け、当社は、当該調査結果を確認・精査した結果、平成24年12月期から平成27年12月期第3四半期までの決算を訂正することが適当と判断し、過去に提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成27年12月期第3四半期報告書の訂正報告書を提出することいたしました。

本件不正取引は、事業部内のプロジェクト別損益管理を各プロジェクト責任部署が主体的に管理し、これを管理部に報告する体制まで十分には整備されていなかったこと、また、管理部内におけるチェック体制が制度的・人力的に十分担保し切れていなかったこと等の複合的な要因から、元役員による個人的な不正行為という内部統制を毀損する行為を防止できなかったことによるものと認識しております。

以上のことから、全社的な内部統制の一部及び業務プロセスに係る内部統制に関する不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告等を踏まえ、内部統制の不備を是正するため以下の再発防止策を策定しております。しかしながら、当事業年度末時点までに十分な期間を確保することができなかったことから、内部統制の不備を当事業年度末までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、翌事業年度において、再発防止策の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善に取り組んでまいります。

(1) 管理部におけるダブルチェック体制及び人員の強化

①開発外注費の計上及び支払データに対しダブルチェックによる照合を行うこととします。また、サービス・プロバイダにより配信される元データに対しても事業部における承認体制を整備いたします。なお、平成27年11月より、計上及び支払データに対し取引先の一致を全件、ダブルチェックしております。

②取引先別の債務残高管理を行い、不適切な計上や支払を適宜把握できる体制を整備いたします。

③管理部において人員を増強し、費用の計上及び支払に係る会計伝票の起票・承認における職務分掌の充実を図ります。なお、当社では、平成27年12月期決算より財務経理担当者を増員（4名体制）しております。

(2) 事業部プロジェクト別損益管理の充実

事業部プロジェクトごとに予算実績管理を行い、各事業部プロジェクト責任者に損益に対して適時に説明を求めて情報共有を図ることにより、適切な管理運用ができる体制を構築いたします。

(3) 採用プロセスの強化

今後、当社において管理業務の充実を図っていくに当たり、採用対象の経歴及びその資料の精査確認について慎重に努めるようにいたします。

4. 財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しております。

5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上